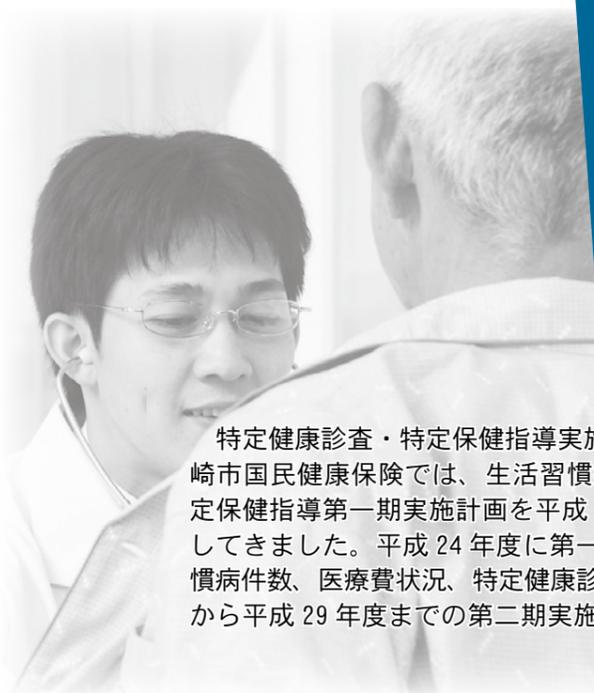


# 健康長寿になるために

～自分の体を知りましょう～



特定健康診査・特定保健指導実施計画の策定は、医療保険者に義務付けられています。大崎市国民健康保険では、生活習慣病を中心とした疾病を予防するため、特定健康診査・特定保健指導第一期実施計画を平成20年3月に策定し、特定健康診査・特定保健指導を実施してきました。平成24年度に第一期5年間（平成20年度から平成24年度まで）の生活習慣病件数、医療費状況、特定健康診査・特定保健指導の実施状況などを分析し、平成25年度から平成29年度までの第二期実施計画を策定しましたのでお知らせします。

☎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051  
健康推進課成人保健担当 ☎ 23-5311

平成二十三年度の特定健康診査の受診率は、目標の六十パーセントに対して三十九・一パーセント、特定保健指導の受診率は、目標の四十パーセントに対して二十・九パーセントと目標をいずれも下回る結果となりました。特定健康診査では、特に四十代から五十代の受診率が低迷していました。平成二十四年度はまだ公表されていません。

## ◆第二期実施計画の目標

【第二期実施計画の目標受診率】

年度	特定健康診査	特定保健指導
平成25年度	45%	25%
平成26年度	47%	30%
平成27年度	50%	40%
平成28年度	55%	50%
平成29年度	60%	60%

② 四十代から五十代の受診率の向上を図るため、土・日曜日や夜間の集団健診

の周知を強化します。

③ 人間ドックなどを受けた場合は、特定健康診査の受診とみなし、受診結果の回収を強化します。

## ◆特定健康診査【対象者】

四十歳から七十四歳までの大崎市国民健康保険加入者

## 【実施方針】

- ① メタボリックシンドローム（注1）に着目した検査項目を実施します。
- ② 市独自の検査項目として、腎機能を調べるクレアチニン検査と尿酸検査を追加します。
- ③ 集団健診は、結核検査や各種がん検診など同時受診できる総合健診で実施し、個別健診は指定医療機関と連携を図ります。

## ◆特定保健指導【対象者】

特定健康診査結果により生活習慣の改善が必要と判断された人

## 【実施方針】

- ① 特定保健指導利用券や支援内容案内を送付します。
- ② 支援は、「個別支援」と参加者同士で効果が高められる「グループ支援」で実施します。
- ③ 土曜日開催や地域ごとの開催など、対象者が参加しやすい体制をつくりまします。

注1メタボリックシンドロームとは、内臓肥満の人が、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる危険性を併せもっている状態のこと。

## 特定健康診査を受けましょう

対象者には、6月中旬までに受診票を送付しますので、受診してください。  
※医療機関に通院している人も特定健康診査の対象です。

■対象年齢以外の人  
39歳以下の人や75歳以上の人は、申し込みにより特定健康診査を受診することができます。

■社会保険の被扶養者になっている人  
社会保険等（協会健保、国保組合、共済組合など）によっては、加入している被扶養者が市民健診と同じ日程・会場で特定健康診査を受診することができます。  
詳しくは、加入している保険者または事業主に確認してください。

## 大崎市産業振興計画・後期計画策定

# 大崎ブランドの確立と新産業の創造

大崎市産業振興計画は、平成十九年三月に策定し、地域経済の活性化と雇用の確保に取り組んできました。平成二十四年度に前期五年間（平成十九年度から平成二十三年度まで）の検証と、産業構造の変化や再生可能エネルギーの導入などに対応し、東日本大震災からの復興も図るため計画の見直しを行いました。平成二十四年度から平成二十八年度までの後期計画を策定しましたのでお知らせします。

☎ 産業政策課企画調整係 ☎ 23-22001

産業振興計画後期計画では、「大崎ブランドの確立と新産業の創造」を実現させるため、三つの基本方針を掲げ、それぞれのプロジェクトで取り組みます。

## ■産業振興の推進

農業、林業、商工業、観光などの既存産業の振興と雇用の確保を図ります。

① 自然と共生する持続可能な農業の振興

経営形態を小規模個人型から集落単位の組織化を進め、担い手の育成により、生産基盤などを整備し、外部環境に影響されない農業を確立します。

安全で安心な付加価値の高い農畜産物を生産し、環境にやさしい循環型農業に取り組めます。

② 森林の再生と循環型社会を可能にする林業の振興

森林を育成するための造林や保育、伐採などの集約化と作業道を整備し、低コスト作業のシステムを確立します。

林地残材などの再生可能な資源として有効活用し、持続可能な林業経営の実現に取り組めます。

③ にぎわいと雇用を生み出す商工業の振興

自動車関連企業などの積極的な誘致や、地元企業の

自動車関連産業への参入支援により、雇用の確保に取り組めます。

中心市街地や地域商店街の震災からの復旧、再建を図り、空き店舗対策やイベント支援などにより、商店街の集客力の向上に取り組めます。

④ 笑顔と魅力でもてなす観光の振興

観光形態が目的地で企画することから、地域提案型の旅行商品開発などに取り組めます。

市内の観光地や観光施設、特産物などの観光資源を結びつけ、総合的に観光

を進めます。

## ■新産業の創造

既存産業の産学官連携、農工商連携や、太陽光、水力、地熱などの再生可能エネルギーによる新たな産業創造に取り組めます。

① 多様な連携による産業の創造

農業、商業、工業を連携し、生産から加工、流通までを一体とした六次産業化を進め、地域資源を活用した内発型産業の創造に取り組めます。

② 再生可能エネルギーによる産業の創造

効活用により、新しいエネルギー源としての可能性を追求します。

産学官との連携により、再生可能エネルギーの利用や変換技術の開発、事業者育成、金融機関との連携で投資体制を整備し、新たな産業を創造に取り組めます。

## ■大崎ブランドの確立

大崎ブランドの確立のため、「大崎市らしさ」を追求した「地域イメージのブランド化」と、従来から取り組んできた地域資源の付加価値にさらに磨きをかける「地域資源のブランド化」に取り組めます。